

議 会 ✓ ポ ー ト

北浦村議会第三回臨時会が五月二十一日午後一時半より開かれ左記のことが議決された

一、北浦村税条例の一部の改正のこと

(イ) 地方税法にもとづく公示送達は、北浦村公告式条例にもとづいて揭示場に揭示して行ふこと。

(ロ) 納税証明の交付手数料は村手数料条例の定めるところによるものと加えられること。

(ハ) 村民税課税標準額の五万円から十五万円までに税率の引下げをおこなつて五万をこえる税率は従来百分の三であつたものを百分の二・四に、八万円をこえる金額について百分の三・一を百分の二・五にしたこと。

二、昭和三十五年度北浦村歳入歳出追加更正予算のこと

主なるものは北浦中学校の校地の一隅に建設中の忠霊碑の工事をおくれたため、(六月上旬完成予定)事業繰越となつたものを予算の措置がなされた。

他に農林統計費県委託金として入つてくるものを、予算措置を行つた。

もと軍人の方、またはもと軍人の御遺族の皆さんへ

お知らせ

軍人恩給の請求手続きは遺族扶助料すみしましたか。

昭和三十五年七月三十一日で時効となり恩給が受けられなくなります。

次のような方々で、未だ請求の済まない方は、至急請求書を提出して下さい。

資格や手続のことは、役場へ

きたうら

發行所
北浦村大字山田
北浦村役場
發行人
真家襄之
印刷所
石崎印刷株式會社
電話(鉾田)一四八番

もと軍人の方、また
はもと軍人の御遺
族の皆さんへ

お知らせ

軍人恩給の請求手続きは遺族扶助料すみましたか。

昭和三十五年七月三十一日

で時効となり恩給が受けられなくなります。

次のような方々で、未だ請求の済まない方は、至急請求書を提出して下さい。

資格や手続のことは、役場へ御相談下さい。

男	6.127人
女	6.654人
計	12.781人
世帯数	2.175

メートル法の

完全実施に
御協力下さい

メートル法に統一実施以來、商取引關係は一年半を経過し、順調な歩みを続けております。が家庭生活におけるメートル法実施のたちおくれのため未だごく一部ではあるが未実施の店などが見受けられるので、特に消費者の皆さんの御協力をお願いします。

尚來る六月七日は計量記念
日でもありますので左記のと
おり計量週間を実施しメー
ル法の推進計量思想の普及
とめたいと存じますので本
週間の目的達成のため尚一
層の御協力をお願いします。

六月一日	台所計量の日
六月二日	買物計量の日
六月三日	商店計量の日
六月四日	工場計量の日
六月五日	保健計量の日
六月六日	計量器愛護の日
六月七日	計量記念日

イネヒメハ
モグリバエ
多発

本年は三月と五月が低温のため苗代末期から本田初期にかけて発生が多く稲の葉先が枯れ生育をさまたげている現況なので早期防除にとめましょう。

EPN・マラソン・ディブ
テレックス等の低毒性有機

燐剤により
 乳液は700~1,000倍液を
 10a当り54~72ℓ(3~4斗)

粉剤は
10a当り3kg散布する

◎印會長

氏 名	種 別	職業	任命 年 月 日	嘱 任 期	住 所	備 考
金田 認	被保険者	農業	昭和34. 1. 1	昭和35. 12. 31	大字南高岡124	種別とは 被保険者代表 医師代表 公益代表の意
大堀 達	〃	〃	昭和35. 5. 1	〃	大字繁昌	
成田市郎	〃	〃	昭和34. 1. 1	〃	大字成田641	
本沢久夫	〃	〃	昭和35. 5. 1	〃	大字小貫	
石橋孝之	医 師	医師	昭和34. 1. 1	〃	大字北高岡423	
真家国武	〃	〃	昭和34. 1. 1	〃	大字繁昌219の5	
久米孝寿	〃	〃	昭和34. 1. 1	〃	大字両宿14	
岡里美枝	〃	歯科医	昭和34. 1. 1	〃	大字山田2.013	
磯山 茂	公 益	農業	昭和34. 9. 15	〃	大字行戸	
宮本幸雄	〃	〃	昭和35. 5. 1	〃	大字山田	
須賀光尾	〃	〃	昭和34. 1. 1	〃	大字三和1. 616	
東野喜一	〃	〃	昭和34. 1. 1	〃	大字長野江520	◎

山田第四區長 鈴木正八

よい母、よい妻
よい社会人と
なるために
婦人学級開講さる

広報のしおり
6月

◎今月の税金
村民税第一期の納期です
納期限内に完納いたしましよ
う
各公民館分館出張徴収は二十九
三十日の二日間です

二化メイ虫の発生予想

三月・五月の低温により発生時期は平年より遅れて六月かやゝ多目になる
第二・第三半旬に予想されると思われ
越冬幼虫の密度は郡南部は少なかったが北、西部は平年分注意する
より多目であつたため発蛾量より多い

よい母、よい妻

よい社会人となるために

婦人學級開講さる

北浦村婦人会ではこのほど学

級の開講式を五月二十七日、役場にて開催した。生活をみつめ、考え、話しあい、学びとるために。

このほど完成した両宿タワー(火の見やぐら)

30日	29日	27日	26日	25日	23日	21日	16日	15日	14日	12日	11日	10日	7日	6日	4日	2日	1日	
靖国神社創立記念祭 にんにく市 大穂町	十周年	ヘレン、ケラー生誕八 周年	記念日	国連憲章調印十五周年	エ生誕一〇〇周年 作曲家シャルパンテイ	救らいの日、フランス	オリンピックデー	夏至、夏の健康を守る 運動	二十三年尊	四周年	日本原子力研究所発足 周年	三国国道開通一周年	日・タイ友好和親条約 調印二〇周年	入梅 神社御田植祭	時の記念日、笠間稲荷	計量記念日	第二回水道週間	歯の衛生週間

昭和36年4月1日より実施せらるる
国民年金について

一、国民年金は年金をもらえない人に対する年金、恩給をもらえない人、勤めをもらえない人々の恩給です。人は誰でも一生を幸福に送りたいと思つておるわけですが、なかなか思うようにならないうちにやがて病気が原因で身体障害者になつて生活ができなくなつたり、また働き手である夫や両親に死に別れて未亡人やみなし児になつたりして不幸になることも少なくありません。これらの不幸を国民の共同連帯によつて少しでも軽くしようとして生まれたのがこの制度です。

二、被保険者は二十才から五十九才までの日本国内に住んでゐる日本人のすべてです。(強制加入です。)

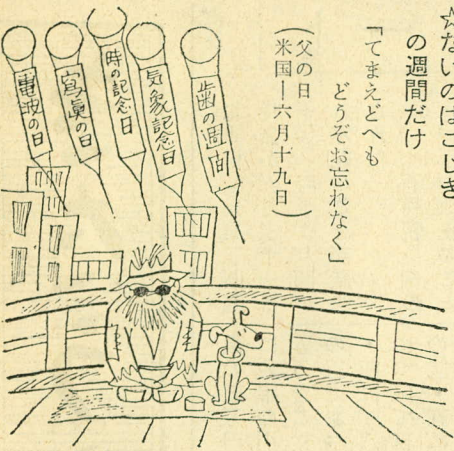
三、保険料は三ヶ月分を翌月末までに納めなければならぬが、原則として印紙を国民年金手帳にはりつけ、住所地の市町村長の検認をうける方法によります。しかし被保険者の便利を考へて次のような方法もとれます。

イ、協同組合等を通じての現金による一括納入

ロ、前納：印紙による方法(利子相当額が割り引かれます)

ハ、保険料を免除された人の追納(十年以内の期間に限られます。)

ニ、年金がもらえなかつた場合、保険料は三年以上の分が返還されます。



☆ないのはこじきの週間だけ
「てまゝお忘れなく」
(父の日)
(米國一六六十九日)

共済組合だより

家畜病傷事故発生通知について
家畜の病傷事故で獣医師に診て戴いた場合は必ず組合から交付してある受診証を獣医師に提示すると共に、「家畜事故発生通知票」に必要事項を記入して直ちに共済組合へ提出して下さい(事故発生通知票は獣医師が持参します)もし初診の日から五日以内に通知票を出して戴かないと、共済金の一部が免責(減額)されることになりま

が返還されます。保険料が納められず、免除をうけた期間が長かつたために、拠出年金がもらえなかつた場合は、六十五才になつたときに次の額が返還されます
100円×(未納額÷5.400円)
(80円×5.400円)
五、附加保険料を納めれば、年金をもらうようになる前に死亡しても脱退手当金が支給されます。

六、公的年金の遺族年金や遺族等援護法等の年金をうけている人

七、学生、生徒

八、公的年金の適用をうけている人の配偶者

九、保険料の額は、三十四才まで月額百円、三十五才から百五十円で国民年金印紙によつて納めます。

十、保険料は三ヶ月分を翌月末までに納めなければならぬが、原則として印紙を国民年金手帳にはりつけ、住所地の市町村長の検認をうける方法によります。しかし被保険者の便利を考へて次のような方法もとれます。

イ、協同組合等を通じての現金による一括納入

ロ、前納：印紙による方法(利子相当額が割り引かれます)

ハ、保険料を免除された人の追納(十年以内の期間に限られます。)

ニ、年金がもらえなかつた場合、保険料は三年以上の分が返還されます。

収入の部

科 目	本 年 度 本 算 額 A	前 年 度 本 算 額 B	増 減 A-B
前期繰越業務残金	80.002	32.878	47.124
事業受入金	50.000	70.900	△ 20.900
受取補助金	760.044	620.979	139.065
受取賦課金	1.684.240	1.644.500	39.740
受取利息	7.000	1.600	△ 2.600
雑収入	4.000	43.700	△ 39.700
合 計	2.585.286	2.422.557	162.729

支出の部

科 目	本 年 度 本 算 額 A	前 年 度 本 算 額 B	増 減 A-B
支払賦課金	376.308	365.715	10.593
人件費	1.204.175	1.315.958	△ 75.783
旅費交通費	80.960	84.200	△ 3.240
事務費	68.900	84.600	△ 15.700
業務費	445.131	273.200	171.931
施設費	37.200	27.200	10.000
損害賠償費	217.000	170.100	46.900
諸説負担金	25.000	25.000	0
減価償却費	10.700	10.678	22
基本財産積立金繰入	59.912	39.926	19.986
家畜勘定繰入	24.000	23.180	820
合 計	2.585.286	2.422.557	162.729

分は上保険料を納めていた妻が夫に死別して子供(十八才未満又は二十才未満の身体障害者)と同居しているときに支給されます。

その額は保険料を納めた期間が三十年未満の人については一万九千二百円で、二人目の子供から一人について四千八百円が加算されます。

十一、遺族年金は最低で引き続く三年間被保険者でその半分以上上保険料を納めていた父母が通常ともに死亡したときにその子供(十八才未満又は二十才未満の身体障害者)に支給されます。

その額は死亡した父または母の保険料を納めた期間が三十年未満の人は七千二百円で子供が二人以上であるときは二人目から四千八百円を加算し、その子供の数で平均した額です。

十二、寡婦年金は老令年金をもらへる資格のあつた夫が死亡したときにその妻(法律婚で十年以上継続)が六十才から六十五才になるまで支給されます。

夫が過去において障害年金をもらなかつたときに限り、その額は夫がうけられるはずであつた老令年金の額の半分の額です。

十三、保険料の免除期間が長かつたため拠出年金がもらえなかつた人には福祉年金が支給されます。

保険料の免除期間が長かつたために拠出年金をうけるための最低の保険料を納められなかつた人には次の福祉年金が支給されます。

イ、老令福祉年金(七十才に達したとき)

ロ、障害福祉年金(非常に重度の身体障害者になつたとき)

ハ、母子福祉年金(夫が死亡して義務教育修了前の子と同居しているとき)

ニ、各種の支給制限がありま

学校安全会法の実施について(2)

きたら(27号)によつて御承知の通り学校安全会が制度を見、左記の様な趣旨によつて本年度より実施されることになりましたので、皆様方の深い御理解と御協力によつて加入方お願いいたします。

○掛金は年額二〇〇円(内一〇〇円村費負担、一〇〇円保護者負担)加入申込は用紙を各学

校より児童生徒を通して配布します。各学、掛金一〇〇円をえて各学に申込んで下さい。

◎目的 日本学校安全会が学

校安全の普及充実を図るとともに、義務教育諸学校等の管理下に於ける児童生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡に必要の給付を行つて、児童教育の円滑な実施に資することを目的とする。(第一条)

◎災害共済給付 次の各号に掲げる額に相当する金額を支給して行

ハ、医療費については健康保険法に掲げる療養に要する費用の額につき厚生大臣が定めたところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額に達しないときは二分の一に相当する額を支給すること。

ロ、廃疾見舞金については廃疾の程度に應じ十三万円から五十万円までの範囲内で文部省令で定められた額

ハ、死亡見舞金については、十

万

◎学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲は、原因である事故が学校の管理下において発生したものであ

る。学校給食に起因する中毒その他児童及び生徒の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたもの、うち文部大臣が定めるもの。

◎加入申込書 日本学校安全会に入会致します昭和三十五年六月 日 北浦村立 児童名 保護者 学校長殿



式 講 級 学 婦 人